

厚木市教育委員会点検評価委員会委員公募の選考等に関する基準

1 選出数

応募者全員について、選考委員会が2で定める選考基準に基づき選考し、1人を選出する。

2 選考基準及び選考方法

選考委員会は、書類選考を行い、次の表の評価項目ごとに5段階評価で採点した評価点の合計得点が27点（満点の60%）を超える者について面接審査を行う。

面接審査において評価点の合計得点が27点（満点の60%）を超える者の中で、書類審査及び面接審査の合計得点が最も高い者1名を委員に選出する。

【書類審査】

評価項目	評価点（5段階評価）				
厚木市の教育に対する関心・知識	5	4	3	2	1
論旨の一貫性・文章のわかりやすさ	5	4	3	2	1
市民目線での問題意識・提案力	5	4	3	2	1

【面接審査】

評価項目	評価点（5段階評価）				
委員就任に対する意欲や責任感	5	4	3	2	1
地域活動等の経験をいかした発言が期待できるか	5	4	3	2	1
協調性が感じられるか	5	4	3	2	1

備考 評価点の配点基準は、非常に優れている場合を5、優れている場合を4、普通の場合を3、やや劣る場合を2、劣る場合を1とする。

3 選考期間及び選考結果

令和6年3月5日（火）から同年3月22日（金）までの期間で、委員長が随時選考委員会を招集し、選考を行い、当該選考の結果について、応募者本人に通知する。

4 その他

申込書及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）によるものとする。